

日弁連委員会ニュース

10月号 CONTENTS

子どもの権利ニュース……………1・2面	多文化共生社会の実現に関するワーキンググループニュース……………10面
中小企業センターニュース……………3・4面	自然災害債務整理ガイドラインに関するWG活動報告……………11面
刑事法制委員会ニュース……………5面	立法対策センター(空襲等被害者救済)ワーキンググループニュース……………12面
総合法律支援本部ニュース……………6面	
秘密保護法・共謀罪法対策本部ニュース……………7面	
検察審査会に関する委員会ニュース……………8面	
住宅紛争処理ニュース……………9面	

子どもの権利ニュース

編集責任：日弁連子どもの権利委員会

2022年10月1日

第24号

子どもの権利委員会

夏季合宿
第1企画

子どもの相談・救済機関の実現に向けて ～こども家庭庁・こども基本法の課題～

子どもの権利委員会委員 鶴崎 陽三(福岡県弁護士会)

1 はじめに

第1企画「子どもの相談・救済機関の実現に向けて～こども家庭庁・こども基本法の課題～」は、2022年8月24日午後4時から午後6時までZoomを用いてオンライン開催された。

こども家庭庁設置法とこども基本法が本年6月に成立して間もない時期の開催だったが、多くの方にご参加いただき、本企画のテーマへの関心の高さがうかがえた。

開会にあたり、秀嶋ゆかり日弁連副会長より、子ども真ん中社会の実現とともに子どもの権利条約批准国として国際的な責務を果たすためにも、この度の立法で設置が見送られた子どもの権利を保障するための第三者機関(以下では、子どもの権利保障のために設置された政府から独立した機関の呼称を「第三者機関」と統一して記載する。)の実現に向けてじっくりと検討する時間にしたいとの挨拶がされた。

2 基調報告

まず、子どもの権利条約総合研究所運営委員の平野裕二氏から、第三者機関(子どもオンブズパーソン、子どもコミッショナー)に関する国際的な設置状況や国連・子どもの権利委員会の見解、第三者機関の役割などをご説明いただいた後、各国の取組の具体例をご報告いただいた。

平野氏によると第三者機関は世界の約80か国で設置されているが、国連・子どもの権利委員会の見解で第三者機関が備えるべき要件として、法律(可能であれば憲法)による委任とそれを遂行するために必要な権限が付与されていることや、さまざまな構成員が多角的に代表されていることなどの要件があるとのことであった。

また、第三者機関の主要な役割には、子どもの権利が守られているかどうかを監視する役割や、子どもに関する苦情申立てに対応して必要な救済を行う役割などがあると説明された。

この点、各国の第三者機関の具体的な活動例として、スコットランドでは比較的最近の法改正で第三者機関に調査権限が与えられ2019年には実際に調査が行われたこと、イングランドではイングランド全域の子ども(4～17歳)を対象に大規模なオンライン調査を行い約55万人の回答を得たこと、韓国

の第三者機関では子どもの在留資格に関する制度の創設を政府に勧告し実際に在留資格付与要件が緩和されたことなどが紹介された。

3 自治体における活動報告

日本には国の第三者機関はないが、自治体では約40の第三者機関が活動している。

今回の企画では、東京都世田谷区、神奈川県川崎市、愛知県名古屋市でそれぞれ第三者機関の委員をされている平尾潔会員(第二東京弁護士会)、大崎克之会員(神奈川県弁護士会)、粕田陽子会員(愛知県弁護士会)が活動を報告した。

まず、世田谷区の第三者機関は、子どもの人権について見識のある人物が就任する子どもサポート委員3名、教育・福祉分野又は心理・精神保健分野の専門的有資格者が就任する相談・調査専門員5名及び事務局職員で構成されており、子どもの意見表明権の尊重と子どもの最善の利益を基本的な考え方として活動しているとのことである。

具体的な事例として、いじめ事案で学校と話し合いをした事例や、クラブチームでの暴言・暴力の事案でヒアリングやアンケートなどの調査をした事例、特別支援教育の人員増員を図ることなどの意見を自治体に表明して増員などに至った事例などが紹介された。

次に、川崎市の第三者機関では子どもと男女関係の2ジャンルを扱っており、人権オンブズパーソン2名と専門調査員4名によって構成されているとのことだった。

子どもに関する相談の65%程度はいじめや虐待など権利侵害のある事案とのことであるが、そのような事案の中から、教師から生徒に対する権利侵害事案でアンケートやヒアリング調査を行い、その結果をもとに学校と話し合いを行った結果、学校の対応改善につながったという事例が紹介された。

なお、川崎市では制度が始まった当初は第三者機関側と学校側に強い対立関係があったそうだが、活動を続ける中で両者の関係にも変化が生まれ、現在では信頼関係に基づく良好な関係を築けているとのことである。

最後に、名古屋市の第三者機関は、子どもの権利についての個別救済と制度改善を職務としており、子どもの権利擁護委員5名、子どもの権利擁護調査相談員10名によって構成されているとのことであ

る。多数ある相談の約半数が子どもからの直接の相談とのことで、子どもの相談窓口として機能していることがわかる。

また、行政から独立した機関として権利救済のための強い権限を有しており、2021年9月3日に、教職員の子どもの対応改善に向けて生徒指導提要の改定に関する意見書を提出した事例などが紹介された。

4 パネルディスカッション

報告に続いて、平野氏、平尾会員、大崎会員、粕田会員をパネリスト、日弁連子どもの権利委員会幹事の野村武司会員(埼玉弁護士会)をコーディネーターとしてパネルディスカッションが行われた。

国と自治体の第三者機関に求められるものの違いというテーマの中で平野氏から、子どもの声を聴いて現実の事案を救済したというケースは海外からの報告には見られず、本企画における各自治体の報告は国レベルの取組としても参考になるであろうとの見解が述べられた。

また、学校との友好関係を築くための工夫について、第三者機関の委員を務めるパネリスト3名から、「子どものため」という視点で取り組むことで学校の共感を得られることや、第三者的立場として一緒に改善するスタンスで学校と関わることで信頼関係を構築できるなどの話があった。

様々な意見が出されたが、子どもの権利を守るためには国レベルの第三者機関設置が重要であるとの考えは全員に共通であった。

5 おわりに

第三者機関の必要性をなんとなくは理解していても、具体的にどのような活動をしているのかや、既存の制度によって代替できないのかなどの疑問を持たれている方も多いと思われるが、本企画はそのような疑問が解消される充実した内容で、改めて第三者機関の必要性を再認識できた。

今年の6月ようやくこども基本法が成立したが、子どもの権利を守るための日本の制度はまだ不十分である。

日弁連子どもの権利委員会では、より子どもの権利が保障された社会の実現に向けて活動を継続していきたいと考えている。